

第 23 回農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 4 年 5 月 9 日 (月) 午後 1 時半から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係について
所有権移転
議案第 2 号 農地審議 農地法第 4 条関係について
農業委員会許可処理案件
議案第 3 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
農業委員会許可処理案件
議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第 5 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項
①農業委員会の法令遵守の申し合わせについて
②令和 4 年度最適化活動の目標設定について
③農地パトロール後の非農地判断について
④農地あっせん事業について
⑤農地貸付け売渡し希望について
⑥その他
- 5 その他
①情報提供
・農業会議だより (4 月号 vol.14) の配布
・最適化活動記録の項目確認表の配布
②当面の日程について
③その他

6 出席農業委員（11人）

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

7 欠席委員

--	--	--	--

8 議事録署名委員

唐木義秋	松澤良行
------	------

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	渡邊健寛	唐澤茂
------	------	------	-----

10 出席事務局職員

事務局長	有賀仁志	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

11 営農型太陽光に関する参考人の出席

--	--	--

唐澤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席状況でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員、全員の出席でございますので、会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。ただ今から第23回農業委員会の総会を開会いたします。</p>
高木会長	会長挨拶
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となつていただき進行願います。</p>
議 長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本日の議事録署名委員は、唐木義秋委員と松澤良行委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>最初に営農型太陽光発電の新規案件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>「営農型太陽光」について説明</p> <p>事前にお配りしてあります資料をご覧くださいと思いますが、今回、営農型太陽光を新規で始めたいということで、[] から申し出がありましたので、事前に説明会を開き、最終的に審議の方は来月以降ということにさせていただきたいと思っております。場所につきましては、[]、田、1604㎡の農地となっております。所有者は[]で、[]です。</p>
議 長	<p>続いて「[]」さんからの概要説明をお願いいたします。</p> <p>「[]」・[]と申します。</p> <p>現在は[]が主に携わっています。今日は施工していただきます、[]の[]の方からもご説明させていただきます。</p> <p>[]の[]と申します。</p>
[]	<p>この営農型太陽光の概要としましては、当該農地へ太陽光パネル260枚を並べて、約3mの高さの支柱の上に太陽光パネルを載せるというものです。パネルとパネルの間隔をあげることによって、太陽光を取り入れながらパネルの下でシャインマスカットを栽培していくというものです。支柱は65本、転用面積0.45㎡となる設備です。</p> <p>シャインマスカットは、苗木のポット・植木鉢を太陽光パネルの真下へ設置する形です。そちらに、水と水溶液を送る溶液栽培となります。このメリットは、上のパネルがブドウの一番大敵となる雨のしずくを当てずに防ぐこと、またポットですので、養分管理と土壌改良の必要が一切必要ない</p>
[]	

ことも大きなメリットになり、今後はこのような形が主流になるのではないかと考えています。水田での他作物の栽培は水はけが良くなるよう大掛かりな土壌改良をしなければなりません、ポットを使う溶液栽培ならばその必要がなくブドウ栽培ができることとなります。弊社は会社ですので、従業員への安定した給料を保証するため、新しい農業の取り組みという形で、ありがちな太陽光発電ありきという形ではなく、太陽光発電も農業も同じ会社がやっていくという形を今のところ考えております。栽培品種はシャインマスカットが主ですが、実はクイーンルージュという長野県限定で栽培が始まりつつある、まだ市場には出回っていないナガノパープルの第2弾となる品種も、付加価値をつけるために、そういった高収益作物の展開も視野にいられています。一つ一つのポットのところから一文字仕立てで栽培しますが、1ポット40房～42房、500g～600gのブドウを収穫する計画で、田んぼ1枚で55株を予定しています。上下2段で栽培すればその倍の収穫になりますが、あまり欲をかかずに、取り敢えず一般的な1段での計算で、収量が1200kgとなる営農計画です。これまで果樹は栽培しないようにしていましたが、新しいことを始めていかないと、今後の農業経営は難しいと考え、いろいろな形での農業スタイルを模索しているところです。

議長

ただ今、施設と営農計画の説明をいただきましたが、施設の造り方自体が農水省の打ち出した「営農型太陽光発電」いわゆる「ソーラーシェアリング」の典型的な例であります。新しい農業にチャレンジされるという素晴らしい企画であるし、理想とする「営農型太陽光発電」だと思っています。内容については、今、説明のあった通りですが、質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

有賀晴彦委員

この圃場の選定理由と、陽が当たらないことで、ブドウの糖度が得られるとの確信があるのか、また、消毒による太陽光設備への腐食などの影響は考慮されているのか、その3点をお伺ひしたいです。

「場所の選定」につきましては、この土地は稲作をしている圃場ですが、コンバインやトラクターなどの農機が扱いにくい歪な形をしていまして、効率が悪く苦勞しています。また、 が所有している土地でもあること、ソーラーシェアリングのために接続する主要電線が近くを通っていることなど、いろいろな都合が合致したところが理由です。加えて、この土地が水の管理が難しく、水温も低いことが稲作向きではない点も理由のひとつです。「糖度」についてですが、群馬県や須坂市で既に によるソーラーシェアリングの事例があり、太陽が直接当たらないことでブドウの房の実を包んでいる皮が薄くなり、非常に食べやすいものとなっていること、糖度についても、科学的理由・根拠というものは明らかにはなっていないのですが、問題ない糖度になっているという検証結果が出ています。ですので、日照条件は十分確保できているとい

議長

唐木義秋委員

■■■■■

■■■■■

議長

渡邊健寛委員

■■■■■

議長

うことになっていると思います。「消毒」に関しましては、今時のパネルは消毒に強く一切腐食はしないということになっています。実際はパネルの裏側から消毒液が当たることになるかと思いますが、問題ないとのデータもあります。塩害にも強く、海岸沿いでも腐食しない構造になっていますので、問題はクリア出来ています。

現地を見させていただきましたが、地上付近 20 cm の辺りでジョイントするような構造になっていて、腐食が発生した場合でも交換が可能ないように見受けられました。他にございますか。

非常に良いアイデアだと思いますが、施工費・総事業費はどれぐらいになるのでしょうか。また、太陽光発電のキロワット辺りの値段、中部電力への売電単価、ソーラーシェアリングの収入とブドウの収入の比率はどのようになっているのでしょうか。もう一点、■■■■■と■■■■■の関りをお教えいただきたいです。

まず、■■■■■ですが、もともと、■■■■■がこの事業を行うために立ち上げたものになります。2013年に設立し、我々が住んでいる■■■■■で一番最初に始めた形になります。ちなみに代表理事は、■■■■■、■■■■■となっています。

「総事業費」についてですが、ソーラー関係で■■■■■、ポットや苗木代、溶液栽培のポンプシステムなども含め、■■■■■、トータルで■■■■■を予定しています。「売電単価」は、1kwで■■■■■です。順調に1年間発電すると■■■■■の間で収入が入ってくる計算ですが、設備費のローンで半分程度を充て、半分が手残りという形になるかと思います。あと「ブドウの収益」は、■■■■■という形になるかと思います。田んぼ1枚・10aで、ほぼ■■■■■の利益という形で考えていますので、単純にソーラーからの収入が加わると■■■■■になる形で利益を生むと思っています。

他にありますでしょうか。

日陰の計算資料を見ると、敷地の北半分と南半分での設置パネルの間隔が違うと思ったのですが、この理由は品種に関わるものでしょうか。

これは、南側ほど日光の入る割合が強いため、ある程度幅を狭くしています。北側のエリア、真ん中から北側にかけて日光を通しやすくするためです。どうしても南側から太陽光が入ってきますので、狭くすることでパネルの下の作物に影響が出ないようにする配慮です。あと、地形が三角状になっているのと、南側の幅が狭いこともあり、パネルの設置間隔を若干狭くした計画となります。

ブドウの棚自体は、パネルの下のポットから伸びた枝は横に這わせる形ですね。

[REDACTED]	<p>基部の柱が 2.5m、太陽光パネルが 3m の高さに設置されますので、ちょうど作業がしやすいように 1.4m～1.5m のところに誘引線を 1 本渡して枝を這わせていくので、棚と違い、腕を伸ばさずに横から作業できる、女性でも作業がしやすい状況を作るようにしています。</p>
<p>議長</p>	<p>もう 1 点、栽培についての知見を有する方などはどなたにしていらっしゃいますか。</p>
[REDACTED]	<p>J A の果樹部会に加入いたしましたので、果樹部会の方で指導して下さるといことで技術員の方とも約束を取り付けてあります。</p>
<p>議長</p>	<p>知見を有する方からの意見等を聞く必要などもあるため、その場合は J A さんから出していただける形でしょうか。</p>
[REDACTED]	<p>栽培指導に関しては J A さんからしていただける形ですが、知見については [REDACTED] が圃場もお持ちでノウハウもありますので、 [REDACTED] の方から出てくると思います。</p>
<p>議長</p>	<p>資料 3 ページの上の項目に「作付予定作物の農作業歴」が [REDACTED] と明記がありますが、これは大丈夫ですか。</p>
[REDACTED]	<p>ブドウ栽培は、出荷できるようなレベルではなく、趣味で作っているという程度ですので、J A さんには全面的にバックアップしていただき、若い農業者の見本にもなるような栽培をしたいと思っています。自信を持って任せてくださいとはっきりとは言えないですが、指導を受けながらしっかりやっていきたいと思っています。</p>
<p>議長</p>	<p>農作業歴がない場合は「なし」でも良いかとも思いますが、また、県の方とすり合わせる形でやっていただきたいと思っています。</p>
事務局	<p>確認、打合せします。</p>
議長	<p>他にありますでしょうか。</p>
<p>後藤幸子委員</p>	<p>ブドウの樹は何年周期ぐらいで更新していく必要があるのでしょうか。ブドウは 30 年とか 40 年とか言われていますが、ポット栽培については 10 年程度のデータしかありません。非常に生育も早く、管理されているので味も良いのですが、地植えと同じように 30 年もつのかどうかは正直分かりません。</p>
<p>議長</p>	<p>資料 2 ページ下の項目に「利用する農業機械」は「特になし」とありますが、これは簡単な防除機械なども書かなくて大丈夫ですか。</p>
事務局	<p>確認し、使うものがあるようならば記入してもらおうようにします。</p>
議長	<p>資料によると、3 年目ぐらいから収穫できる予定でしょうか。</p>
[REDACTED]	<p>ブルーベリーですと 3 年ですが、普通のブドウですと 5 年～6 年で成木になるというのが一般的なので、若干早いとも言われていますが、出荷できるまでには 5 年～6 年程度と考えています。</p>
<p>議長</p>	<p>あと、資料 3 ページ下の収量の数字、 [REDACTED] は完全に成木になった状態での数字ということなので、J A さんとも相談して正確な数字を出すようにお願いします。他に質問、ありますでしょうか。</p>

唐木義秋委員 [REDACTED]	年間の発電量はどのぐらいでシミュレーションしていますか。 [REDACTED]になるとと思いますが、それが最高値で年々何%か下がり、20年後には一般的に0.8掛けになると言われています。
唐木義秋委員 [REDACTED]	先程、ブドウで [REDACTED] 程、太陽光で [REDACTED] 程という説明でしたが、[REDACTED] になると、年収 [REDACTED] を超えるのではないのでしょうか。 [REDACTED] のうち、[REDACTED] や [REDACTED] で、純粋な利益としては [REDACTED]、ブドウの方も必要経費を除いて同じ程度と考えています。
唐木義秋委員 [REDACTED]	非常に良い案件なので、後学のためにお聞きしたかったところです。 これからガソリンの値上がりなどで、電力へのシフトも進みます。農業と別の何かを組み合わせることで農業経営を安定させることは大事なことだと考えています。肥料や農業機械も価格が上がるが農作物の単価は安さ競争になっている。そんな状況で農業経営をいかに安定させていくのかというところは知恵の絞りどころなので、農業委員会さんにも、是非、知恵をお貸ししたいと思います。
議 長	我々もしっかりしなければいけないと、思いを改めているところです。どうでしょうか。他に何かありますか。
後藤幸子委員 [REDACTED]	こういったソーラーシェアリングの施設を他の方でも導入していくことは可能でしょうか。
[REDACTED]	導入は可能です。[REDACTED] に [REDACTED] の農場がありますので、一度見ていただいてイメージを固めてから導入を検討していただきたいと思います。
[REDACTED]	[REDACTED] の農場でもやっていますが、田んぼの上へのお米へのソーラーシェアリングが向いていると思っています。大変な田んぼの管理が儲けに代わると思っていますが、前向きな意見もあれば後ろ向きの意見もあり、スタンスが違うのでいろいろな方面の協力が必要だと感じています。農業を生かすために、田んぼをもうやりたくないということにならないような方法にならないかな、とは思っています。
議 長	[REDACTED] の話を聞いていると、我々もワクワクしてきますが、本日はこの辺で打ち切らせていただきたいと思います。今日はありがとうございました。
[REDACTED]	[REDACTED]、退席。
事務局	1 報告事項 ①農地法第3条の3の規定による届出について報告。
議 長	5件 12筆 報告事項① 相続による届出であります。
委員一同	番号4-7から番号4-11について、質問・ご意見ございますか。 (特になし)

議長 委員一同	質問等なければ、報告事項①5件、受理と致します。 (はい)
事務局	②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告。
議長	1件 1筆
委員一同	番号4-6について、合意解約、双方合意で解約をされております。質問 ご意見ございますか。
議長	(特になし)
委員一同	質問等なければ、報告事項②、受理と致します。
議長	(はい)
議長	2 議事
事務局	議案第1号 農地審議 農地法第3条関係(所有権移転)についてを議題 と致します。
議長	朗読 上程
唐木義秋委員	番号3-3から番号3-4について、地区担当委員・唐木義秋委員からの 説明をお願いします。
議長	番号3-3と3-4になりますけれど、譲受人が[]という方 です。譲渡人が[]・[]ですが、[]は[]の []です。[]は[]の[]にあたります。一旦、財産を分 けた後で、特に秀子さんの場合は東京に住まわれているということで今後 管理ができない、[]ということで、[] []に贈与をしたいという案件であります。
委員一同	質問・ご意見、ありますでしょうか。
議長	(特になし)
委員一同	では、番号3-3、3-4を可としてよろしいでしょうか。
議長	(異議なし)
議長	では、可と致します。
北爪秀夫委員	続いて番号3-5について、北爪秀夫委員の説明をお願いします。
議長	[]と[]は特に[]が、長年耕作をし ていることから[]へ贈与をしたいとの[]の意向があります。 譲渡人の[]は[]ということで、管理できな いとのことから、[]へ譲りたいということです。譲受人の[] []は、大根などの野菜を作っていますが、今後もそのような野菜を作っ ていきたいとの意向です。審議をよろしく願いいたします。
委員一同	質問・ご意見、ございますか。
議長	(特になし)
議長	では、番号3-5について可と致しますがよろしいでしょうか。

委員一同 議長	(異議なし) 番号3-5の案件、可と致します。 以上で議案第1号は終わります。
議長	続いて、議案第2号・農地審議 農地法第4条関係についてを議案と致します。この案件については、議案第3号・農地審議 農地法第5条関係についての1番の案件と関連しますので、同時審議とします。
事務局	朗読 上程 1件 1筆
議長 伊藤篤委員	本案件について、伊藤篤委員の説明をお願いいたします。 []はこの土地の所有者で、現在も稲作の耕作をしています。[]は4条の申請で[]自宅を建てることとなります。[]で、説明にありましたように、[]1棟を建てて[]ということになっています。敷地の奥の方はまだ農地として残してあり、西側に搬入路を、前方に住宅を建てるということになります。上下水道に関しては、村の公共桝、水道を使用。東側には段差があるため擁壁を造ることになっています。また雨水に関しては浸透桝を設け、宅内処理という状況になります。[]ため[]ということ、[]この土地に家を建てたいということが選定の理由です。
議長 委員一同	2件併せて、ご質問・ご意見ありますでしょうか。 (特になし)
議長	農地区分3種となっておりますので、この案件、可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議長	(異議なし) では、議案第2号と、議案第3号の1番の案件について、可と致します。 以上で議案第2号は終わります。
議長	続いて、議案第3号 農地審議 農地法第5条関係についての、2番と3番についてを議題とします。
事務局	朗読 上程 2件 2筆
議長 唐澤喜廣委員	番号2の案件について、唐澤喜廣委員の説明をお願いします。 土地については、吹上線の南側になるところです。ご存じのように吹上線の南北のほとんどに住宅が建っている状況で、説明の通り第3種農地であり、集落接続もされている農地であります。この土地の右側に[]の自宅があり、[]の土地を分筆して[]家を建てるということです。両側に住宅があり、上下水道も公共のものを利用、雨水については地下浸透という案件であり、問題はないかと思いま

議 長 委員一同	すので、よろしくお願いいたします。
議 長 委員一同	質問・ご意見ございますか。 (特になし)
議 長	では、この2番の案件は可としてよろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	では、2番の案件については可と致します。
有賀晴彦委員	続きますして3番の案件に移ります。こちらは隣接住宅と一緒に計画がされているようですが、有賀晴彦委員からの説明をお願いします。 この場所には [REDACTED] それを取り壊して住宅を建てるということになりましたが、進入道路がないということで道路部分を転用したいという意向です。周囲は [REDACTED] で特に支障はないかと思えますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長 委員一同	3番の案件について、質問・ご意見ございますか。 (特になし)
議 長 委員一同	特にない様でございますので、この案件は可としてよろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	では、3番の案件について可と致します。 以上で議案第3号は終わります。
議 長	続いて、議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題とします。
事務局	朗読 上程 14件 38筆
議 長	番号4-26の案件を先に審議を行います。本案件については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、北爪委員は審議に参加できませんのでよろしくお願いいたします。番号4-26の案件について、質問・ご意見ございますか。
委員一同 議 長	(特になし) ありませんか。では、番号4-26の案件は可といたします。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、北爪委員にはお戻りいただいて、番号4-13から番号4-25の案件についてを審議いたします。質問・ご意見なければ一括で可と致しますがよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、番号4-13から番号4-25の案件について、可と致します。 以上で議案第4号は終わります。

議 長	続きます、議案第5号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有 合理化事業についてを議題とします。
委員一同	朗読 上程 5件 15筆
議 長	あつせんが、すでに済んでいる案件の可否ということです。番号4-27の 案件は可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	番号4-27の案件は、可と致します。
議 長	続いて、番号4-28の案件は質問・ご意見ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	では、番号4-28の案件、可と致します。
議 長	続いて、番号4-29の案件、唐澤喜廣委員からは説明ございますか。
唐澤喜廣委員	ありません。
議 長	皆さんからの質問・意見、ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	なければ、番号4-29の案件を可と致します。
委員一同	(異議なし)
議 長	番号4-30の案件に移ります。伊藤篤委員からの説明はございますか。
伊藤篤委員	ございません。
議 長	番号4-30の案件、こちらも可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	番号4-30の案件、可と致します。
議 長	番号4-31の案件、唐澤茂委員からの説明はよろしいですか。
唐澤茂委員	ありません。
議 長	皆さんからの質問・ご意見、ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	なければ、番号4-31の案件、可と致します。
委員一同	(異議なし)
議 長	これで、議案審議はすべて終了となります。
事務局	3 協議事項 ①農業委員会の法令遵守の申し合わせについて ・農業委員会の法令遵守の申し合わせについて説明する。 ・年に1度再確認を行うこと、また、農業委員会法第14条・第24条にお いて個人情報の秘密保持義務が定められていることを説明。

<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>・委員各自の持つ資料について、不要なものは家庭ごみに出さずに事務局へ提出いただくよう案内。 (会議資料 P12～P13)</p> <p>法理遵守の申し合わせについて、質問・ご意見ありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>では、法令遵守の申し合わせについて、令和4年5月9日をもって決議いたします。コンプライアンス的にもしっかり守っていただきたいと思えます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>②令和4年度最適化活動の目標設定について</p> <p>・農業委員会の状況、農家・農地概要・最適化活動の目標設定等について事務局作成の数値目標等の提出資料を説明する。</p> <p>・公表が義務付けられているものであり、協議をお願いしたい。 (会議資料 P14～P16)</p>
<p>議 長</p>	<p>目標を立て、成果を上げなければならないということですが、ご意見ございますでしょうか。</p>
<p>渡邊健寛委員</p>	<p>最適化活動の1人あたりの活動日数目標ですが、10日でなければいけないでしょうか。実際に活動記録を記入してみましたが、8日までしか記入できず、また内容についても活動として認められないものがあるようなので確認したいです。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>活動日数10日については、国と県からの目安として出されていますが、全国の農業委員会を対象に行ったWEB会議では、7日に設定したという市町村もありました。ですので、必ず10日にする必要はないかもしれません。国や県からは10日という数字を推奨すると強く言われていますが、無理な設定をしても大変になりますので、下げることは可能かと思えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>取り敢えず10日で進めてみて、1年経ったところで見直すようなことは可能ですか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>数値目標を年度の途中で変えることはできません。年度終わりで目標に対する成果を検証して評価していくことが必要になります。点数計算がされるようですが、10日の目標に対して平均が8日になったとすれば、減点のような形になるのではないかと思います。先が見えない部分はあり、7日に設定すれば達成できた目標が、10日にしたために達成できなかったという評価がされるのであれば嫌なのですが、この目標設定も農業会議が最終的に審査・精査しますので、7日に設定しても、10日にするように言われて10日にしなければいけないかもしれません。ただ、5日以上で10日を推奨すると言われているので、5日以上であれば問題ないかもしれません。その部分を協議していただきたいと思えます。南箕輪村農業委員会としては7日や8日で設定するというのであれば、事務局でその数字で提出します。</p>

議 長 事 務 局	提出まで、時間的には余裕があるのでしょうか。 スケジュール的には、制度開始初年度でもあり南箕輪村の農業委員会は月頭なので、6月の総会で決定でも可能です。
議 長 後藤幸子委員 事 務 局	4月の1か月を経験したのみですが、活動日数目標は下げた方がよろしいのでしょうか。出来れば7日ぐらいがよいようにも感じます。 一人ひとりの日数ではなく、委員全員の平均でもよいのでしょうか あくまでも一人ひとりの活動の年間平均です。最適化交付金の対象にも関係してきます。
唐澤茂委員 事 務 局 唐澤茂委員	農地の集積率などの成果が目標値に近ければ、活動日数の設定は少なくともよいのではないかと思います。集積の状況や遊休農地の解消などの南箕輪村の評価は他の地域の農業委員会と比較して高い方なのでしょうか。 まだ評価されていないので、現時点では不明です。 例えば集積率でいえば、目標値、例えば70%に非常に近いところと乖離しているところでは、乖離しているような状況であれば活動日数は高く設定した方がよいのではないかと思います。確認したかったところです。
議 長 征矢昌博委員	6月でよければ、先延ばしします。もう1か月の状況をみてはいかがでしょうか。 実際、私も書いてみて、農地の見回りが主になる形です。件数を7件に減らしてみても同じことを書き込むようになり、その数が変わるだけと思います。あと、もう1点ですが、最適化推進委員のカウントできる活動に制限があるようなので、農業委員と最適化推進委員での差が出ないようにしていただきたいです。一緒に同じように活動しているので公平にカウントできるように事務局でも良い案があれば出していただきたいと思います。
事 務 局 長	県の方にも、南箕輪村では農業委員と最適化推進委員での活動内容に差はないことを説明し、同じ活動内容で進めていくようにしたいと話をしています。まだ回答はありませんが、逆に回答がなければ、了承されたものとの解釈もできると考えています。今年度の部分は練習という意味も含めて拘らずに記入をお願いできればと思います。唐澤茂委員からのご意見にありました活動目標以外の評価の部分も、これから年それぞれに変わっていく場合があります。成果を高く、多く上げなければいけないときは、目標値というものはまずは低めに設定し、徐々に上げていくべきものと考えています。農業会議から示された数値ではありますが、再度、事務局で確認をしていきたいと思っています。委員さんにとっては今のところ、活動目標日数の設定が一番気になっているかと思いますが、これから田植えの時期で水の管理や日も長くなることで他の農地を見回っていただくこともあり、活動日数も増えるかとも思います。年間を通してのトータル数で一人当たりの平均を出すように農業会議へも相談し、また他の市町村では7回に設定している例もあるようですので、そういった部分も確認し、最終的に6月の総会でご提案し、決めさせていただきたいと思っています。

議 長	<p>事務局でも農業会議といろいろと交渉していただき、6月の総会で決定したいと思います。この農地の集積率についても、70%という数字は小さく手掛けている農地を取り上げる形になってしまう。楽しみにやっているものでも、小規模では耕作しても仕方がないから大きな農家さんへ貸してはどうか、などと言えるものではない。70%という数字はどのように考えているのかと疑問にも思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議の結果、最適化活動の目標設定については次回総会で決定する事とした。
事 務 局	<p>③農地パトロール後の非農地判断について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年の4月1日付で、農林水産省から非農地判断の徹底についての文書が出ている。 ・ 農地法第30条に基づく利用状況調査後、再生利用が困難と判断した農地については非農地判断を積極的に迅速に行うよう記載されている。 ・ 今後は積極的に非農地判断を実施していくこととし、対象の農地、手順について説明。 ・ 今回実施の対象農地が久保地籍のため、丸山芳雄委員、役員の伊藤篤委員、征矢昌博委員、事務局の4名で実施することと決定した。
事 務 局 議 長	<p>④農地あっせん事業について 2件 2筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん選定調書について説明をする。(会議資料 P23～P28) ・ 補足説明をする。 ・ いずれの案件も委員からの意見等なく特に問題もなさそうのため、可とし、あっせん事業を進めていくこととする。
事 務 局 議 長	<p>⑤農地貸付け売渡し希望について (別添資料) 売渡し希望 1件 4筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売渡し希望農地について説明する。 ・ 補足説明をする。 ・ 情報がありましたら、是非お願いいたします。
	<p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし
事 務 局	<p>4 その他 ①情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業会議だより (4月号 vol.14) の配布について、目を通していただくよう説明。

	<ul style="list-style-type: none"> ・最適化活動記録の項目確認表の配布について説明。 ・総会への出席が最適化活動にならないとの意見がありましたが、総会の中で農地を売りたい、貸したいとの紹介をしているので、最適化活動のひとつと捉えていただいて問題ない。総会への出席という項目ではなく、農地の集積・集約化で関係機関との打ち合わせをしたという項目へカウントできる。 ・事務局側でも記入していただいたものは最適化活動にあてはまるような形でカウントしていきたい。 ・紙への記入ではなく、Excel の表も作成してありますので、必要な場合は事務局まで声掛けをお願いします。 <p>(記入が簡易的にできることと、提出済みのものも記録に残すことができることを説明)</p>
事務局 議長	<p>②当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の日程について説明する。 ・補足説明をする。 ・委員さんそれぞれで担当する部分について確認いただくよう案内。
事務局	<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6団体マレットゴルフ大会の中止について。 ・活動記録簿の提出について。 ・それぞれについて報告。
議長	<p>以上で議長の職を解かせていただきます。</p>
唐澤会長代理	<p>閉 会</p> <p>以上を持ちまして、第23回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>(午後3時40分終了)</p>

以上、第23回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和4年5月26日

議

長

高木雄
唐木義秋

議事録署名委員

議事録署名委員

松澤良行